

各学科の卒業要件

保健衛生学部

放射線技術科学科 (128単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	17	14
専門基礎分野	35	—
専門分野	62	—
合計	128	

医療栄養学科 管理栄養学専攻 (135単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	23	11
専門分野	100	1
合計	135	

医療栄養学科 臨床検査学専攻 (124単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	21	11
専門分野	90	2
合計	124	

リハビリテーション学科 理学療法学科 (130単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	14	15
専門基礎分野	35	—
専門分野	66	—
合計	130	

医用工学部

臨床工学科 (138単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	18	8
専門基礎分野	59	—
専門分野	53	—
合計	138	

薬学部

薬学科 (186単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	28	12
専門基礎分野	7	5
専門分野	124	10
合計	186	

医療福祉学科 医療福祉学専攻 (126単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	11	12
専門基礎分野	28	12
専門分野	18	45
合計	126	

医療福祉学科 臨床心理学専攻 (126単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	11	12
専門基礎分野	42	16
専門分野	39	6
合計	126	

鍼灸サイエンス学科 (134単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	13	12
専門基礎分野	38	—
専門分野	65	6
合計	134	

リハビリテーション学科 作業療法学科 (127単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	14	16
専門基礎分野	36	—
専門分野	61	—
合計	127	

医療健康データサイエンス学科 (126単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	12	18
専門基礎分野	19	—
専門分野	48	29
合計	126	

看護学部

看護学科 (125単位以上)

科目区分	必修	選択
基礎分野	14	12
専門基礎分野	25	—
専門分野	72	2
合計	125	

各研究科の修了要件

各研究科共に以下の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士または修士論文の審査および最終試験に合格しなくてはなりません。

医療科学研究科

医療科学専攻 博士後期課程 千代崎キャンパス

(20単位以上)

科目区分	必修	選択
専攻共通	18	2
合計	20	

医療科学専攻 博士後期課程 東京サテライトキャンパス

(20単位以上)

科目区分	必修	選択
専攻共通	14	6
合計	20	

医療科学専攻 修士課程 千代崎キャンパス

(30単位以上)

科目区分	必修	選択
分野共通	4	—
専攻共通	10	—
全分野	—	16
合計	30	

医療科学専攻 修士課程 千代崎キャンパス

公認心理師・臨床心理士資格取得コース

(30単位以上)

科目区分	必修	選択
専攻共通	10	—
臨床心理学分野, 分野共通	—	20
合計	30	

医療科学専攻 修士課程 東京サテライトキャンパス

(30単位以上)

科目区分	必修	選択
専攻共通	10	—
全分野	—	20
合計	30	

薬学研究科

医療薬学専攻 4年制博士課程 (30単位以上)

科目区分	必修	選択
医療薬学講義	2	—
医療薬学実習	4	—
博士論文研究	12	—
高度専門教育科目(特論)	—	10
高度専門教育科目(演習)	—	2
合計	30	

鈴鹿医療科学大学進級要件内規

- 第1条 鈴鹿医療科学大学学則第24条第4項に基づき、進級に関する要件を定める。
- 第2条 進級要件は各学科毎に別表第1のとおり定める。
- 第3条 進級判定は、別表第1に基づいて教授会の議を経て学長が決定するものとする。
ただし、前期または後期を休学した場合、原則として進級は認められない。
- 第4条 この内規の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。
- 附則 この内規は、平成20年3月24日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成23年3月23日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成24年12月11日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、平成27年2月17日に改正し、施行する。
- 附則 この内規は、平成27年3月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成28年11月22日に改正し、平成28年4月1日から適用する。
- 附則 この内規は、平成28年12月13日に改正し、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成30年11月20日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この内規は、令和2年2月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

—放射線技術科学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 基礎分野：2年次までに開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位をすべて修得していること。
ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。

「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

—医療栄養学科 管理栄養学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：2年次までに開講されている必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

「4年次への進級要件」

- ④ 専門分野：3年次までに開講されている必修の実験・実習科目を全て修得していること。
3年次までに開講されている必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

—医療栄養学科 臨床検査学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：2年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

「4年次への進級要件」

- ① 専門分野：3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。

—リハビリテーション学科 理学療法学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目は卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。
- ③ 専門分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。

「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。

—リハビリテーション学科 作業療法学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目は卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。
- ③ 専門分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得していること。

「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 専門分野：3年次に開講される必修科目を全て修得していること。

—医療福祉学科 医療福祉学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 1年次に開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

—医療福祉学科 臨床心理学専攻—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」と「医療人の技術と資質」の必修科目を全て修得していること。
- ② 専門基礎分野：1年次に開講される必修科目を全て修得していること。

「3年次への進級要件」

2年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

「4年次への進級要件」

3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

—鍼灸サイエンス学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 1年次に開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。
ただし、未修得科目に「鍼灸技術学入門」が含まれないこと。

「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。
(ただし、未修得科目に実習科目が含まれないこと)
- ② 基礎分野：2年次までに開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。

「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 3年次までに開講される「総合領域」の選択科目より6単位以上修得していること。

—臨床工学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 1年次に開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。
ただし、未修得科目のうち、実験・実習科目が含まれないこと。

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野：2年次までに開講される必修科目は全て修得し、選択科目を含め卒業に必要な単位を全て修得していること。ただし、「多職種連携教育」「医療人の教養と常識」「健康科学」「人間と文化と社会」の選択科目は除く。
- ② 専門基礎および専門分野：2年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。ただし、未修得科目のうち、実験・実習科目が含まれないこと。

「4年次への進級要件」

- ① 専門基礎および専門分野：3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。ただし、未修得科目のうち、実験・実習科目、「生体機能代行装置学Ⅰ」「生体機能代行装置学Ⅱ」「生体機能代行装置学Ⅲ」「生体機能代行装置学演習Ⅰ」「生体機能代行装置学演習Ⅱ」「生体機能代行装置学演習Ⅲ」が含まれないこと。

—医用情報工学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 1年次に開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が4科目以内であること。

「3年次への進級要件」

- ① 2年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が4科目以内であること。
- ② 2年次までに開講される選択科目のうち、16単位以上を修得すること。

「4年次への進級要件」

- ① 3年次までに開講される必修科目のうち、未修得科目が4科目以内であること。
- ② 3年次までに開講される選択科目のうち、34単位以上を修得すること。

—薬学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 「化学基礎Ⅰ」、「化学基礎Ⅱ」のいずれかを修得していること。
- ④ 「生物学基礎Ⅰ」、「生物学基礎Ⅱ」のいずれかを修得していること。
- ⑤ 「化学計算基礎Ⅰ」、「化学計算基礎Ⅱ」のいずれかを修得していること。
- ⑥ 1年次に開講される上記以外の必修科目のうち、未修得科目が3科目以内であること。

「3年次への進級要件」

- ① 1年次に開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 2年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

「4年次への進級要件」

- ① 2年次に開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 3年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること。

「5年次への進級要件」

- ① 4年次までに開講される必修科目をすべて修得していること。
- ② 「多職種連携教育」領域および「医療人の教養と常識」領域および「人間と文化と社会」領域の選択科目のうち、8単位以上修得していること。
- ③ 「言葉とコミュニケーション」領域の選択科目のうち、2単位以上修得していること。但し、中国語Ⅱの選択には中国語Ⅰを修得していること。
- ④ 共用試験（CBT および OSCE）に合格していること。

※病院・薬局実務実習の単位を修得できず、6年次に進級した場合は、本実習を最優先すること。

—看護学科—

「2年次への進級要件」

- ① 「医療人の基礎知識」、「医療人の技能と資質」で開講される必修科目を全て修得していること。
- ② 「医療人の基礎知識」で開講される選択科目のうち、卒業に必要な単位を全て修得していること。
- ③ 専門基礎および専門分野：1年次に開講される必修科目のうち、未修得科目が2科目以内であること

「3年次への進級要件」

- ① 基礎分野26単位（必修・選択）以上を修得していること。（基礎分野科目卒業要件）
- ② 1、2年次開講の専門基礎および専門分野の必修科目単位を全て修得していること。

「4年次への進級要件」

- ① 3年次開講の専門基礎および専門分野科目のうち、臨地実習科目を除く必修・選択科目単位を全て修得していること（専門基礎および専門分野科目卒業要件）。
- ② 3年次開講の臨地実習科目のうち、未修得科目が1科目以内であること。